

令和4年度復興庁調達改善計画

1. 調達改善の目的

「調達改善の取組の推進について」(平成25年4月5日付け行政改革推進本部決定)に基づき、PDCAサイクルにより、透明性を確保しつつ、自立かつ継続的に調達改善に取り組み、復興庁所管事業に係る予算の効率的な執行に資することを目的として、復興庁調達改善計画を策定する。

2. 調達の現状分析

令和2年度における調達の契約種別を表1、応札状況を表2、調達経費の内訳を表3、競争契約における1者応札に係る調達経費の内訳を表4に示す。

表1 令和2年度復興庁における調達の契約種別

(単位:件、億円)

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争入札	31	15%	9	9%
	企画競争による随意契約	38	18%	14	14%
	公募による随意契約	0	0%	0	0%
	不落・不調による随意契約	0	0%	0	0%
	小計	69	33%	23	23%
競争性のない随意契約		142	67%	78	78%
合計		211	100%	100	100%

(注1) 令和2年度の契約に関する統計等に基づき作成(少額随意契約は含まない。)

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(表中説明等)

- ① 「競争入札」の契約件数は31件(対前年度2件減)落札方式別内訳は、最低価格落札方式が15件、総合評価落札方式が16件である。
- ② 「企画競争による随意契約」の契約件数は38件(対前年度9件減)である。
- ③ 「競争性のない随意契約」の契約件数142件(対前年度27件減)。
うち110件は、福島生活環境整備・帰還再生加速事業の市町村等への委託契約であり、「公共調達の適正化について」(H18.8.25付、財計第2017号、財務大臣通達)1.(2)①イ(ニ)に基づき、地方公共団体との取決めにより契約の相手方が一に定められているものである。その他の32件(庁舎事務室借上、庁舎維持管理関係業務等)についても同通達等に従って厳格に取り扱ったものである。
- ④ 「公募による随意契約」には、認可料金による契約(タクシー、ハイヤー)は含まない。(以下同じ。)

表2 令和2年度復興庁における調達の実況

(単位: 件、億円)

	1者		2者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争入札	10	4	21	5	31	9
割合	32%	44%	68%	56%	100%	100%
企画競争による 随意契約	6	5	32	9	38	14
割合	16%	36%	84%	64%	100%	100%
公募による随意 契約	0	0	0	0	0	0
割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%

(注1) 令和2年度の契約に関する統計等に基づき作成(少額随意契約は含まない。)

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(表中説明等)

- ① 「競争入札」における1者応札は10件(対前年度3件増)。落札方式別内訳は、最低価格落札方式が4件、総合評価落札方式が6件である。
- ② 「企画競争による随意契約」における1者応募は6件(対前年度2件増)である。
- ③ 1者応札(応募)となった原因の把握及び分析を行い、一層の見直し等を図る必要がある。

表3 令和2年度復興庁における調達経費の内訳

(単位: 件、億円)

	本庁		地方支分部局等		復興庁全体		
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	
物品 役 務 等	物品購入費(A)	5	0	0	0	5	0
	割合(A/G)	5%	0%	0%	0%	2%	0%
	庁舎事務室借上(B)	14	1	0	0	14	1
	割合(B/G)	14%	4%	0%	0%	7%	1%
	庁舎維持関連(C)	5	0	0	0	5	0
	割合(C/G)	0	0%	0%	0%	2%	0%
	情報システム(D)	5	0	0	0	5	0
	割合(D/G)	5%	0%	0%	0%	2%	0%
	調査研究(E)	12	2	0	0	12	2
	割合(E/G)	12%	8%	0%	0%	6%	2%
その他役務(F)	60	21	110	75	170	96	
割合(F/G)	59%	84%	100%	100%	81%	96%	
合計(G)	101	25	110	75	211	100	
割合(注3)	48%	25%	52%	75%	100%	100%	

(注1) 令和2年度の契約に関する統計等に基づき作成(少額随意契約は含まない。)

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 契約件数・契約金額の「本庁/復興庁全体」及び「地方支分部局等/復興庁全体」の割合をそれぞれ記載している。

(表中説明等)

- ① 「公共工事等」の調達実績はない。
- ② 「情報システム」は、システム保守業務である。
- ③ 「調査研究」は、実態調査、意向調査等の各種調査である。
- ④ 「競争的資金による研究」の調達実績はない。
- ⑤ 地方支分部局等における「その他役務」110件は、全て福島生活環境整備・帰還再生加速事業の市町村等への委託契約である。
- ⑥ 「電力・ガス」の調達実績はない。

表4 令和2年度復興庁における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳

(単位:件、億円)

		本庁		地方支分部局等		復興庁全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
物品 役 務 等	物品購入費(A)	2	0	0	0	2	0
	割合(A/G)	20%	0%	0%	0%	20%	0%
	庁舎事務室借上(B)	0	0	0	0	0	0
	割合(B/G)	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	庁舎維持関連(C)	0	0	0	0	0	0
	割合(C/G)	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	情報システム(D)	0	0	0	0	0	0
	割合(D/G)	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	調査研究(E)	0	0	0	0	0	0
	割合(E/G)	0%	0%	0%	0%	0%	0%
その他役務(F)	8	4	0	0	8	4	
割合(F/G)	80%	100%	0%	0%	80%	100%	
合計(G)	10	4	0	0	10	4	
割合(注3)	100%	100%	0%	0%	100%	100%	

(注1) 令和2年度の契約に関する統計等に基づき作成(少額随意契約は含まない。)

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 契約件数・契約金額の「本庁/復興庁全体」及び「地方支分部局等/復興庁全体」の割合をそれぞれ記載している。

(表中説明等)

- ① 「公共工事等」の調達実績はない。
- ② 「調査研究」は、実態調査、意向調査等の各種調査である。
- ③ 「競争的資金による研究」の調達実績はない。
- ④ 「電力・ガス」の調達実績はない。

3. 重点的な取組、共通的な取組、その他の取組

令和3年度の調達改善計画の取組を踏まえ、令和4年度の取組については、別紙1、別紙2に記載。

4. 実施状況の把握

本計画の実施状況については、上半期(4~9月)終了後及び年度終了後に取りまとめる。

5. 自己評価の実施

調達改善状況の自己評価については、本計画の実施状況に基づき、上半期(4~9月)終了後及び年度終了後に実施し、その結果を今後の取組や調達改善計画の策定に反映させる。

6. 推進体制

調達改善を推進するため、「復興庁調達改善推進チーム」を設置する。

統括責任者	審議官(会計担当)
副統括責任者	参事官(会計担当)
メンバー	企画官(会計担当)
	参事官補佐(会計担当)

7. 外部有識者の関与

調達改善計画の策定、自己評価の実施の際には、外部有識者から意見を求めるものとする。

8. その他

本計画の実施状況等は、ホームページにおいて公表する。

重点的な取組、共通的な取組

令和4年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)	
							目標達成 予定時期	
	○	調達事務のデジタル化の推進	一般競争入札等の調達事務手続きにおいて、電子調達システムを活用し、仕様書・説明書のオンライン配布等を通じて、幅広い周知を行うとともに、新規参入者の促進を図る。		A	R4	物品・役務等の調達において、前年度の電子調達システムの活用件数を上回るように取り組む(前年度件数:1件)。	R5年 3月まで
	○	随意契約の見直し	少額随意契約案件の対応として、引き続きオープンカウンター方式を積極的に活用し、公平性、透明性、競争性の確保に努める。	オープンカウンターを推進することにより、公平性、透明性、競争性が確保がされると考えられるため。	A	H28	備品及び毎月定期的に購入する消耗品については、引き続き全てオープンカウンター方式により調達する。	R5年 3月まで
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	①一者応札となった場合には、事後において仕様書を取得した事業者で入札に参加しなかった者に対しヒアリング等を実施することにより、原因を調査し改善策を検討する。 ②前年度に一者応札となった調達案件については、会計担当職員によって構成される入札・契約手続審査委員会において、チェックリストの活用等により、調達内容、資格要件等の改善策について事前審査を行う。 ③外部委員により構成される入札等監視委員会において、一者応札になった案件を優先的に抽出し審議を行う。 ④入札等監視委員会で審議された一者応札の案件については、改善策の結果について、その後の同委員会において報告する。 ⑤一者応札となった個別案件及びその要因・改善策について集約し、調達担当者へ情報共有を図る。		A	H25	一者応札になった案件を審査又は審議することにより、特に役務契約については、履行体制を整えるための準備期間の確保ができるよう、公告日及び開札日を早める等、次回以降の入札において改善できるよう取り組む。	R5年 3月まで
	○	地方支分部局等における取組の推進	本庁から福島復興局に対し、調達改善計画の自己評価結果等の情報共有を図る。 福島復興局は委託先に対し、各市町村等の条例等に配慮しつつ調達改善の重要性についての理解を図る。 ※調達業務を行っている地方支分部局等は福島復興局のみ	本庁及び福島復興局委託担事業担当者との間で、公共調達の適正化、調達改善の取組について、随時意見交換を行うことにより、適切な調達ができると思われるため。	A	H29	・本庁は、福島復興局に対して調達改善の重要性についての指導を行う。 ・福島復興局は、各市町村等の条例等に配慮しつつ、復興庁が取り組む調達改善の重要性について理解を図る。	R5年 3月まで
	○	電力調達、ガス調達の改善	電力・ガスの調達を行っていないため、該当しない。 ※復興庁の場合、本庁等合同庁舎に入居している場合は管理官署が、その他民間施設に入居している場合は当該民間業者が電力・ガスの調達を行っている。					

その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分
<p>競争参加者増大のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札予定案件の事前公表を行う。 ・競争参加者の準備期間の確保のため、入札公告時期の早期化及び公告期間の十分な確保を図る。 ・競争参加資格の緩和が可能か検討を行う。 ・仕様書において、特定の事業者のみが参入可能な内容となっていないか等の見直しを行う。 ・可能な限り入札説明会を開催し、事業者に対し内容の理解促進を図る。 ・類似調達における競争参加者等を調査し、事業者に対し、入札案件への積極的な案内を行う。 ・より多くの事業者が入札説明書等の受取ができるよう、手交のみとしていた交付方法を、電子メールによる交付も可能とする。 	継続
<p>競争性のない随意契約への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争性のない随意契約については、復興庁入札・契約手続審査委員会等により、できる限り競争性のある契約方式に移行できないか検討する。 	継続
<p>汎用的な物品・役務の調達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汎用的な物品・役務の調達については、内閣府等と共同調達を行っており、今後とも共同調達に参加できるものは積極的に参加し、契約単価の引き下げを行い、効率的な予算の執行を図る。 	継続
<p>職員のスキルアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁及び地方機関における会計担当職員の異動者を中心に、内閣府が主催する会計実務研修に積極的に職員を参加させ、職員の調達実務のスキルアップを図る。 	継続
<p>総合評価、企画競争の効果的な活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)に基づき、総合評価落札方式、企画競争による調達において、ワークライフバランス等推進企業を評価する項目を引き続き設定する。 	継続